

① 日程

受付会場	日程	受付時間
松田区公民館	2月15日(火)・16日(水)	【午前】9:30～11:00 【午後】1:00～3:00
宜野座区公民館	2月21日(月)・22日(火)	
惣慶区公民館	2月24日(木)・25日(金)	
福山区公民館	2月14日(月)	
漢那区公民館	2月17日(木)・18日(金)	
城原区公民館	2月28日(月)	
宜野座村役場 (2階ロビー)	3月1日(火)～15日(火)	【午前】9:30～11:00 【午後】1:00～3:00
夜間申告 宜野座村役場 2階ロビー	3月3日(木)・10日(木)	【午後】6:00～8:00
休日申告 宜野座村役場 2階ロビー	3月6日(日)	【午前】9:30～11:00 【午後】1:00～3:00

申告は大変な期間終了間近は混雑しますのでお早めにご来場ください。



・上記日程以外、昼食時間(正午～午後1時まで)は受付しておりません。ご了承ください。

※ 申告受付停止のお知らせ ※

3月16日(水)～5月31日(火)(新年度の課税準備のため申請受付を停止いたします。)
受付再開は6月1日(水)となります。

② 申告の方法

- 申告書は2月上旬に郵送いたします。同封の「申告書の書き方」を参考にしてご記入ください。
- 申告がスムーズに行えるよう、**営業・農業所得のある方の経費、医療費控除を受ける方の医療費は、申告者自身で、あらかじめ計算してお越しください。(計算済みの方から申告を行います。)**

③ 申告に必要なもの

- ① 申告書
(申告書が届いてない方は会場で申し出てください)
- ② 印鑑(認印可)
- ③ マイナンバーカード又は個人番号が記載された住民票の写し + 顔写真付の身分証
- ④ 所得確認できるもの
(年金・給与の源泉徴収票、軍用地の明細書)
- ⑤ 社会保険の支払いを確認できるもの
(国保・国民年金の支払いが証明できるもの)
- ⑥ 生命保険、損害保険(長期)、地震保険の控除証明書
- ⑦ 医療費控除
(領収書または医療費控除の明細書、保険者から交付される医療費通知)
- ⑧ 各税務署からの申告案内(封筒やハガキ等)
- ⑨ 障害者手帳等(障がいをお持ちの方)

※確認できる書類を必ずお持ちください。確認できない場合は申告できません。

④ 申告が不要な方

- ① 税務署で確定申告をしている方
- ② 確定申告を電子申告(e-Tax)される方
- ③ 給与所得のみで、勤務先で年末調整がされていて給与以外に収入がない方
- ④ 年金所得のみで、日本年金機構などから公的年金等の支払報告書が役場に提出されている方(障害年金・遺族年金のみの方を除く)
- ⑤ その他

● 前年中に所得が無かった方も、「国保の減免制度が適用できない」や「所得証明書が発行できない」など行政サービスに支障をきたす場合があるので申告を行ってください。

● 仙山権利者会・権者会等から個人へ支払われる配当金も申告が必要です。

● 申告をしないと…

- ・ 所得証明書の発行ができません。
- ・ 国民健康保険の各種減免適用が受けられない場合があります。
- ・ 国民年金の免除申請ができない場合があります。
- ・ 各種制度の適用が受けられない場合があります。(子どもに関する手当・各種補助金等)

● 未申告の場合、調査課税により不利になることがあります。

● 住宅ローン控除、譲渡所得、株式に係る譲渡所得がある方は、名護税務署で申告を行ってください。

● 太陽光発電設備による売電収入も申告が必要です。

お住いの地区以外の受付会場でも申告相談は可能です。

申告期限は、**3月15日(火)**です。期限内に申告をお願いします。

お問い合わせ先 宜野座村役場 村民生活課 住民税係 ☎ 098-968-8535